

令和6年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(商工労働関連)**

令和5年7月

大 阪 府

令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、社会経済活動の正常化が進む中、大阪の経済は持ち直しつつあるものの、長引くエネルギー価格、原材料価格の高騰や深刻な人材不足の影響を受け、中小企業の経営環境は厳しい状況が続いています。

このような中、大阪の経済を支える中小企業が困難な局面を乗り越え、持続的に発展するため、新事業展開や事業継続、人材確保への支援などに取り組んでまいります。

また、2025年大阪・関西万博の成功に向けた取組をすすめるとともに、そのインパクトを最大限に活用し、大阪の成長を牽引する蓄電池、水素・燃料電池などエネルギー分野のイノベーションの創出や、彩都や健都、中之島におけるライフサイエンス分野の拠点形成、スタートアップ・エコシステムの構築を推進するなど、今後の大阪経済の成長の礎となる成長産業を育成してまいります。

さらに、若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革の推進などの就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取り組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和6年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

大阪府知事

吉村 洋文

I 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

1. 中小企業における人材確保に向けた環境整備への支援…………… 1
2. 中小企業の経営安定化等の対策強化 …………… 1
3. 中小企業の事業継続支援 …………… 1
4. 経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設・拡充 …………… 2
5. 大規模小売店舗による地域貢献 …………… 2
6. 商業活性化施策の充実・強化 …………… 2
7. 万博調達への中小企業等の参入促進 …………… 2

II 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

1. スタートアップ・エコシステム拠点の形成 …………… 3
2. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成 …………… 3
3. カーボンニュートラルの実現に寄与するエネルギー分野等の
イノベーションの創出 …………… 4
4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備 …………… 5
5. 中小企業等のグローバル化支援施策の継続・強化 …………… 6

III 多様な人材が活躍できる環境づくり

1. 障がい者雇用の促進 …………… 6
2. 誰もが働きやすい労働環境の向上 …………… 7
3. あいりん地域対策の強化 …………… 8
4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供 …………… 9

- 5. 若年者に対する技能検定制度の見直し 9
- 6. 発達障がいの可能性を有する方等への就業支援の強化 9
- 7. 採用選考におけるいわゆる「SNS 調査」への対応 9

IV 国と地方の適正な役割分担

- 1. ハローワークの地方公共団体への移管 10
- 2. 運輸事業振興対策の推進 10

I 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展のためには、人材確保や経営の安定化、事業継続への支援が不可欠である。また、万博における調達への参入を促進し、地域の経済を活性化させるため、以下について要望する。

1. 中小企業における人材確保に向けた環境整備への支援

大阪の労働力人口は2020年頃をピークに減少しており、女性や高齢者等の労働参加や、IoT等の進展による生産性の向上を見込んでもなお不足する見通しであることから、中小企業等においては人材の確保が急務である。

中小企業等の人材確保や生産性向上に対し、補助制度及び助成制度の継続や拡充など支援を行うこと。

また、外国人材については、特定技能制度の見直しを進められているところであるが、外国人材と企業の双方にとって活用しやすい魅力ある制度となるよう改善を図ること。

2. 中小企業の経営安定化等の対策強化

エネルギー価格や原材料価格等の高騰により、親事業者の経営環境悪化による代金値引きや適正なコスト負担を伴わない納期短縮など「下請かけこみ寺」への相談件数は高止まりの状態推移している。

こうした中、親事業者からのいわゆる“しわ寄せ”を防止するとともに、できる限り従来の取引関係を維持し優先的に発注を行うよう下請取引の適正化に向けた一層の啓発強化と、相談体制の充実・強化を図ること。

また、業績の回復に向け、事業の再構築に挑戦する中小企業等の取組を支援するため、「事業再構築補助金」を継続・拡充すること。

3. 中小企業の事業継続支援

新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間が終了し、元本返済が本格化するに伴い、業績が十分回復していない企業では当初約定通りの返済が困難になることも想定される。これらの企業が、資金繰りに支障を来さないよう取り組むことが急務であることから、以下の対策を講じること。

- (1) 「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」について、信用保証料の補助も含め、令和6年度以降も継続して実施すること。
- (2) 将来の経営改善に向けた即効性のある計画を作成することが困難な企業に対し、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の保証期間の延長（15年から20年

に延長) や資本性劣後ローンを対象とする保証制度及び債権買取機関の創設など、企業の再生につながる制度を検討・実施すること。

(3) 「中小企業活性化パッケージ」において、過剰な債務を抱えた中小企業の円滑な債務整理に向けた支援策が示され、国から都道府県に対し、「制度融資損失補償条例の改正・整備に関する協力依頼」がなされるなど、事業再生支援だけでなく、「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ等の支援が求められているところだが、保証協会が自治体の損失補償付き制度融資に係る代位弁済先の廃業に伴う債務整理(求償権減免)に応じようとする場合に、自治体の同意が不要となるような制度(保証協会連合会による損失補償の拡充)の検討を行うこと。

4. 経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設・拡充

昨年12月、国より「経営者保証改革プログラム」において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させる旨の方針が示され、本年4月より、創業時において、通常の保証料に上乘せすることで経営者保証を追求しない「スタートアップ創出促進保証制度」が創設されたところであり、令和6年4月からは、創業以外においても、経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設が予定されている。

経営者保証を解除する際には、中小企業の新たな取組への挑戦を支援する観点から、利用者にとって、より一層の負担軽減が図られるよう制度の拡充を検討すること。

5. 大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、商業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力を努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

6. 商業活性化施策の充実・強化

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしている。コロナ禍からの回復と万博開催という契機を活かせるよう、意欲的な取組を進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

7. 万博調達への中小企業等の参入促進

万博の調達コードの運用にあたり、物流における環境負荷軽減にも貢献する、開催地である大阪・関西地域の中小企業等が積極的に参入できるよう、2025年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)に対し働きかけること。あわせて、参入

に向けて中小企業等が実施する調達コードへの対応や外国語への対応などの取組を支援すること。

また、大阪府が本年6月から運用する「万博関連事業受注者登録システム（万博商談もずやんモール）」（大阪府内の中小企業の情報発信、万博関連の発注情報を提供するシステム）に対し、博覧会協会等が積極的に発注情報を登録するよう促すこと。

Ⅱ 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

大阪がもつ強みや万博のインパクトを活かしながら、社会実装に向けた取組を加速化させ、イノベーションを生み出すスタートアップの創出や成長産業を育成するために、以下について要望する。

1. スタートアップ・エコシステム拠点の形成

国は、令和2年にグローバル拠点都市の選定を行うとともに、昨年、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の一環として、スタートアップ育成5か年計画を策定し、スタートアップに対する総合的な支援策を講じることとした。

スタートアップ育成5か年計画を推進する上でも、令和6年度で終了するグローバル拠点都市を継続して指定を行うこと。また、当該計画に掲げる「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」に関し、スタートアップ・エコシステムの「グローバル拠点都市」である京阪神地域にも拠点を創設すること。

「Global Startup EXPO 2025」（仮）については、プレイベントを開催し機運醸成に努めるとともに、トップクラスのスタートアップや投資家等の参加を実現すること。

2. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成

<未来医療国際拠点の形成>

再生医療の社会実装、産業化に取り組む大阪中之島の「未来医療国際拠点」の形成は、国のバイオ戦略がめざす、先進的な研究開発国際拠点機能の構築等の一翼を担うものである。

そこで、再生医療の産業化に必要な不可欠となるプラットフォーム構築に向け、当該拠点が核となって取り組む、原料・原材料・工程資材の確保、細胞・組織の安定供給を実現するサプライチェーン及び供給した細胞・組織等の情報が追跡可能な仕組みづくり、また、再生医療の利用者や細胞提供者の増加につながる社会受容性の向上を図る取組に対し、国において継続的な財政支援を行うこと。

さらに、再生医療等製品の特性に対応した各種レギュレーションを整備すること。

＜関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成＞

国のバイオ戦略に基づく、「グローバルバイオコミュニティ」の形成に向けた取組は、関西圏においては、産業界を中心としたネットワーク機関の財政面、人材面の負担により進めている。

この取組を持続的・発展的に進められるようネットワーク機関の運営に対する財政支援を行うこと。

＜医薬品・医療機器産業に対する支援の強化＞

大学・研究機関のシーズに基づく新たな医薬品等の開発は、事業化までの期間が長く、多額の資金が必要であり、事業化に取り組む創薬ベンチャー企業にとって開発資金の調達は大きな課題となっている。また、中小・ベンチャー企業が医療機器分野へ参入する際にも、資金調達は大きな課題である。

こうした課題に対応するため、創薬ベンチャー企業については令和4年度に拡充された支援を継続的に実施すること。あわせて、医療機器関連中小・ベンチャー企業については政府系ファンドの投資額を拡大するなど、研究開発ステージやその規模に応じた支援を強化すること。

＜PMDA関西支部の機能強化＞

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ワクチンを国内で開発・生産できる力を持つことの重要性が改めて認識された（ワクチン開発・生産体制強化戦略）。そこで、革新的な医薬品の研究開発・実用化を迅速に進めるため、イノベーションの推進を図るため設置している、PMDA関西支部の利活用拡大に向け、利便性の向上や同支部のさらなる機能強化を図ること。

3. カーボンニュートラルの実現に寄与するエネルギー分野等のイノベーションの創出

＜カーボンニュートラルの実現＞

万博を契機として、蓄電池、水素・燃料電池をはじめとする技術開発を推進するため、カーボンニュートラルの実現に寄与する、以下の措置を図ること。

(1) モビリティの電動化の支援

燃料電池高速バス、燃料電池トラックなどの中・長距離輸送商用車での燃料電池車の実用化に向けた開発を支援すること。

また、万博開催を見据え、脱炭素化を牽引するモビリティである燃料電池バスの導入を促進するため、導入補助率の拡大及び導入後の負担軽減に向けた支援を図ること。

(2) モビリティの電動化を加速するためのインフラ整備の支援

燃料電池バス・トラックの導入促進に必要な大容量充填能力を有する水素ステーションの導入補助率や運営活動補助の拡大を図ること。

(3) 次世代蓄電池の技術開発への支援

次世代蓄電池の実用化・量産化につなげるため、全固体電池作製技術の構築等の技術開発への支援を図ること。

(4) 水素技術の利活用拡大に向けた環境整備の推進

本年6月改定の水素基本戦略において「水素社会の段階的な実装に向けたルールの合理化・適正化」として「技術開発・実証段階では、既存法令を活用した迅速な対応を実現する」とされたことから、万博に向けた技術開発・実証に関しても、その後の商用化段階を見据えて取り組む産業界等からの提案にも十分配慮して、規制の緩和や合理化を含めて必要な対応をとること。

＜「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現＞

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、バイオプラスチック製品の開発や生産能力の増強に取り組む企業への支援の拡充を図ること。

4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備

＜堺・泉北臨海工業地域の強靱化＞

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材等石油安定供給に依存する多様な産業が集積し、地域だけでなく我が国の産業競争力を支えるエネルギーの供給拠点として重要な役割を担っている。一方、世界的な脱炭素の潮流、エネルギー構造の転換等に加え、大規模地震や激甚化する自然災害への対応等、石油コンビナートを取り巻く環境は大きな変化の中、厳しさを増している。このような状況を踏まえ、石油コンビナートの強靱化の一層効果的な推進に向け、以下の施策を講じること。

- (1) 民有護岸等のインフラ施設のうち、公共性が高く被災すると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの災害対策について、予算上の支援措置等を継続するとともに一層の支援強化を図ること。
- (2) 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の維持保全に併せて耐震化を行うも

のについては補助対象にするなど支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

5. 中小企業等のグローバル化支援施策の継続・強化

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。感染症による影響は減少しつつあるものの、不安定な国際情勢に加え、脱炭素や人権への配慮など、サプライチェーンの強靱化には新たな課題への対応も必要となっている。

このため、海外生産拠点の新設・増設などに対する財政支援を継続するほか、海外における調達先の複線化や脱炭素化に対する支援を強化するなど、サプライチェーンの多元化・再構築を図る中小企業等に対する支援を拡充すること。

Ⅲ 多様な人材が活躍できる環境づくり

大阪の持続的な成長を支える若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が活躍するためには、就職支援や労働環境の改善等を図る必要があることから、以下について要望する。

1. 障がい者雇用の促進

いわゆる「障害者雇用促進法」が令和4年12月に改正され、法定雇用率の段階的引き上げや除外率の引き下げが行われることを踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

<現状の把握・分析等>

いわゆる「障害者雇用促進法」に基づく障がい者の雇用状況は、事業主毎に報告を受けているため、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で把握できない。地域の実情に応じた雇用施策を講じることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

<法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化>

- (1) 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。
- (2) 中小企業の障がい者雇用の促進するため、特定求職者雇用開発助成金について支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

＜さらなる障がい者雇用の拡大に向けた制度の改善・拡充＞

- (1) 雇用率制度の対象障がい者の範囲について、諸外国における仕組みを早急に検討の上、障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者（以下「難病患者等」という。）についても対象に追加するとともに、難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- (2) 障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長を行うこと。

＜先進的な取組の導入＞

- (1) 大阪府が全国に先駆けて実施してきた「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」については、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
- (2) 大阪府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

2. 誰もが働きやすい労働環境の向上

＜企業における性的マイノリティの理解増進＞

企業における性的マイノリティの方に対する理解増進を進め、受け入れ促進を図ること。

＜男性育児休業の取得促進＞

職業生活と家庭生活との両立が求められる中、いわゆる「育児・介護休業法」が改正されたが、中小企業においては、育児休業の取得による周囲の負担増や代替要員の補充が困難であることなどから導入が進んでいないため、企業における男性育児休業の取得を促進する周知啓発や支援を充実すること。

＜女性の活躍する労働環境の整備＞

女性の社会進出が一層進む中、いわゆる「女性活躍推進法」が改正され、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主についても、一般事業主行動計画の策定・届出や女性活躍に関する情報公表が義務

付けられた。中小企業においては、どのように取り組んで良いか分からない企業が多く、環境整備も進んでいないことから、更なる周知啓発や助成金の充実等、女性が働きやすい職場づくりに向けた支援を充実すること。

＜最低賃金の引上げ＞

国が定める最低賃金については、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じ、継続的に最低賃金の引上げに努めること。

3. あいりん地域対策の強化

＜「あいりん労働福祉センター」の管理＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、大阪府は、解体工事を円滑に進めるため、「明渡請求訴訟」を提起した。今後、国としては、閉鎖した「あいりん労働福祉センター」の解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら、引き続き管理を行うこと。

＜「新労働施設」の整備＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策として、現地建替えを行う「新労働施設」の整備に当たっては、これまでの歴史・経緯を踏まえ、「青空労働市場」の解消等を目的に、国によって設置された寄り場、駐車場など、あいりん地域固有の労働施設に係る機能を維持するためのイニシャルコスト及びランニングコストを国が負担すること。

また、あいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、コロナ禍の影響に伴い、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者等の流入も増加している。さらに、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者、外国人など多様な就労相談者に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置が求められており、国は、これらの不安定就労者や就労困難者等に関する職業相談、職業紹介及びカウンセリング等を実施するため、新労働施設において、ハローワークコーナーの設置に向けた地方公共団体との「一体的実施事業」を行うこと。

＜あいりん地域における雇用対策の充実＞

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数

に応じて支給するなど柔軟な対応をとるとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取り組みを充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の対象外となっている敷金、礼金を対象とするとともに、家賃債務保証や緊急連絡先の確保など、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、ホームレスの方を対象とするともに、協力事業所への支援を行い、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

5. 若年者に対する技能検定制度の見直し

GX や DX などの新たな潮流により、必要とされるスキルや労働需要が大きく変化している。また、人生 100 年時代に入り就労期間が長期化する中で、大阪の産業が持続的に成長するためには、生産性及び技術の向上に対応できる高度な技能を習得した若年者の人材の育成が求められている。若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備するため、若年者の受検手数料減免措置の対象年齢等を見直し、そのために必要な財源措置を講じること。

6. 発達障がいの可能性を有する方等への就業支援の強化

発達障がいの可能性がある方など、働きづらさを抱える多様な方々の就職支援については、地域において個々の特性に応じたきめ細かな支援が重要である。

大阪府ではキャリアカウンセリングから、求人企業への職場体験及び就職までを一体化した「伴走サポート付き職場体験マッチングプログラム」等を通じ、就職及び職場定着に取り組んでいる。地方自治体がより充実した就業支援を実施するため、支援体制の拡充や事業運営に必要な財源措置を講じること。

7. 採用選考におけるいわゆる「SNS 調査」への対応

採用選考における、いわゆる「SNS 調査」について、以下の対策を講じること。

- (1) 採用選考における SNS 調査については、就職差別につながることを懸念されることから、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、適切に対応すること。
- (2) 求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、SNS 調査における禁止事項等については法令等で定めること。
- (3) SNS 調査への注意喚起や啓発の内容については、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、求職者・学生に啓発すること。

IV 国と地方の適正な役割分担

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

1. ハローワークの地方公共団体への移管

第6次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

2. 運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることのできる旨、規定されている。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。